

## 新規性喪失の例外規定の利用における課題

佐藤 永

旧特許法では、特許法第30条に定められている新規性喪失の例外規定の適用範囲は、発明者の意に反して発明が公表された場合の第1項に限られていた。2012年4月1日に新特許法が施行され、特許法第30条として定められている新規性喪失の例外規定の適用範囲が拡大され、発明者自身の行為による公表であっても救済される第2項が追加された。

本研究では特許法第30条の新規性喪失の例外規定の利用状況を特許法改正の前後で比較し、その結果に基づいて本例外規定における課題を明らかにすることを目的とした。

調査対象を14の国立大学による日本の特許出願とし、2011年4月1日から2012年9月30日の間に出願された日本特許を、特許法の改正に基づいて旧特許法期間、移行期間、新特許法期間に分けて調査した。特許電子図書館で提供されている公報テキスト検索を使用し、公開特許公報からデータの抽出を行った。データとしては、第30条適用の特許出願件数、公開日、公開番号、発明の名称、国際特許分類、審査請求の有無、出願番号、出願日、第30条の適用項目、新規性喪失日、新規性喪失の理由、出願人を抽出し、分析した。

その結果、新特許法の施行により、国立大学による第30条適用の特許出願件数は増加傾向にあることがわかった。今後の特許出願動向を注視する必要があるが、現時点の調査結果から、第30条第2項を適用できる新特許法が2012年4月1日に施行されたことにより、国立大学による特許出願に変化が生じ、第1項と第2項の適用件数が変化したことが明らかになった。すなわち、大学にとって、第2項は第1項よりも新規性喪失の実態に即しており利用しやすいものであり、その結果として第30条適用の特許出願が増加したのではないかと考えられた。新規性喪失の理由として、旧特許法期間、移行期間、新特許法期間いずれも学会発表や講演会に関連した予稿集、要旨集、論文集によるものが多く認められた。また、大学内での学生による論文発表による新規性喪失が多いことも明らかになった。また、新規性喪失の例外規定が適用可能な期間の終了まで100日以上余裕をもつ出願と、残り日数が0～3日が出願されたものに大きく分かれていることもわかった。

本研究により、第30条適用の特許出願の方法について検討する必要があるのではないかと考えた。新特許法の施行により第30条適用の特許出願は増加の兆しが認められたが、多くの出願は適用可能期間ぎりぎりの出願が多く、期間延長は問題解決には不十分である。根本的な問題解決には、発明の学術発表と同様な形式の書類により、特許出願ができるようにするなど、特許出願書類の作成の困難を解消する検討が必要である。たとえば、学会発表等のために作成した資料をそのまま用いて仮出願し、学会発表等の後に正式な特許出願書類を整えて提出する。このような仮出願制度が利用できるようになれば、新規性を喪失する前に特許出願日を確保することが可能になると考えた。

(指導教員 岩澤まり子)